

参考見積募集要領

次のとおり参考見積を募集します。

令和 8 年 7 月 16 日

独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏

1. 目 的

この参考見積の募集は、筑後川上流総合管理所で予定している業務の積算の参考とするための参考見積を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号）に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

(1) 提出方法

原則、電子メール（社印省略可）により提出するものとします。

参考見積書の様式は問いませんが、提出にあたっては、参考見積書または電子メールに担当部署及び氏名の記載をお願いいたします。

なお、参考見積書は、作業項目ごとに歩掛等を記載して提出してください。

(2) 提出先及び提出期間

【参考見積書の宛名】

独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 宛

【担当】工務課 坂本

〒838-1305 福岡県朝倉市菱野 1142

TEL 0946-52-8050 FAX 0946-52-8030

電子メール asakura_bousai@water.go.jp

【提出期間】令和 8 年 7 月 28 日(火) から令和 8 年 7 月 31 日(金)16 時 まで

4. 参考見積内容

(1) 業務内容

業務内容の詳細については、別紙－1 のとおりです。

別紙－2 の見積項目に対する歩掛見積をお願いします。

(2) 見積の有効期限

見積の有効期限は、令和 9 年 3 月 31 日まででお願いします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、電子メール（様式は自由）により提出してください。

- (1) 提出期間：令和8年7月16日(木) から令和8年7月23日(木) 16時まで
- (2) 提出先：3. (2)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年7月28日(火) から令和8年7月31日(金) まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. その他

- (1) この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

- (2) 提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

－以 上－

寺内ダム再生・ダム群連携事業再評価業務(仮称) 業務内容

第１節 業務目的

本業務は、最新の統計データ等に基づき、寺内ダム再生事業及び筑後川水系ダム群連携事業の事業再評価を行うものとする。

第２節 業務内容

２－１ 計画準備

業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を十分理解し、的確な業務が実施できるよう業務計画書を作成するものとする。

２－２ 資料収集整理

業務を実施するに当たって必要となる最新の関係文献や国勢調査、統計資料等を収集し、本業務の実施に必要な基本情報及び条件等を整理するものとする。

なお、新規事業採択時評価業務報告書、国及び関係地方公共団体等から提供を受ける必要がある資料については、発注者が提供するものとする。

２－３ 寺内ダム再生事業再評価

(１) 需要量等の整理

前回評価で便益として計上した各項目について、下表に示す需要量等を前回評価時と今回評価時の市町村単位の統計データを用いて項目毎に整理するものとする。

また、整理結果から需要量等の増減率を算出し、前回評価時の各項目に係わる年平均被害軽減期待額に当該増減率を乗じて今回評価時の推定年平均被害軽減期待額を求めるものとする。前回評価時の年平均被害軽減期待額は発注者が提供する。

なお、今回評価時の統計データは、令和８年４月時点において公表されている最新の市町村データを用いるものとし、整理する市町村データについては、前回評価時の便益算定における最大氾濫区域（２市町村）とする。

項目	需要量等
家屋	床面積
家庭用品	世帯数
家庭における応急対策費用	
事業所償却・在庫資産	従業者数
営業停止損失額	
農漁家償却・在庫資産	農漁家戸数
農作物	水田面積・畑面積
事業所における応急対策費用	事業所数

２－４ 筑後川水系ダム群連携事業再評価

(１) 費用の整理

１．事業費については、発注者が令和８年１２月頃提供するので、受注者は年度毎に事業費の割り付けを行うものとする。

２．維持管理費については、事業完了後５０年間にかけると想定される、電気代、点検費、管理設備更新費、ポンプ設備更新費、埋設管更新費等について算出するものとする。

なお、設備の諸元及び初期費用については、発注者が提供する。

(2) 費用対効果の評価・分析

1. 受注者は、「技術指針※1」及び「調査マニュアル※2」に従い、発注者が提供する新規事業採択時評価結果（令和4年）及び2-4（1）で整理した費用を基に、基準年を令和9年とした場合の費用対効果の評価・分析を行うものとする。
2. 便益は新規事業採択時に代替法（身替わりダム建設費）により算定しており、本業務においては、身替わりダムの建設費を現在価値化するものとする。
また、残存価値については、事業費より算定するものとする。
3. 事業全体の投資効率性と残事業の投資効率性の評価を行い、さらに残事業費、残工期を個別に±10%変動させた場合の感度分析を実施し、「調査マニュアル※2」様式5にとりまとめるものとする。
4. 社会的割引率は4%とするが、参考値として1%、2%とした場合についても整理するものとする。
5. 既に立案済の代替案3案について、デフレータ処理及び現在価値化を行い、ダム群連携案との比較検討を行うものとする。

2-5 事業評価説明資料作成

2-2～2-4をとりまとめ、寺内ダム再生事業及び筑後川水系ダム群連携事業の事業評価説明資料を作成するものとする。

なお、寺内ダム再生事業の事業評価説明資料については、費用対効果の評価は前回評価時の再掲を想定している。

2-6 報告書作成

1. 受注者は、検討項目ごとの結果を報告書として取りまとめるものとする。
報告書作成に当たっては、図表等を用いて見やすく工夫し、使用した資料は必ずその出典を明記するとともに、数値の根拠についても整理するものとする。
2. 報告書には、A3判（様式任意）10ページ程度でとりまとめた概要版を含むものとする。

※1 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）（令和7年9月）国土交通省

※2 治水経済調査マニュアル（案）（令和7年7月） 国土交通省水管理・国土保全局

見積書記載内容

(人)

寺内ダム再生・ダム群連携事業再評価業務(仮称)								
作業項目	単位	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
2－1 計画準備								
計画準備	1式当り							
2－2 資料収集整理								
資料収集整理	1式当り							
2－3 寺内ダム再生事業再評価								
(1) 需要量等の整理	1式当り							
2－4 筑後川水系ダム群連携事業再評価								
(1) 費用の整理	1式当り							
(2) 費用対効果の評価・分析	1式当り							
2－5 事業評価説明資料作成								
事業評価説明資料作成	1式当り							
2－6 報告書作成								
報告書作成	1式当り							